

第5回 相ノ沢川総合内水対策協議会 開催概要

1 開催日

日時：令和6年1月26日（金）14:30～16:00

開催場所：四万十市役所3階 防災対策室

委員出席者：別添のとおり

2 開催状況



3 議事内容

- 1) ハード・ソフト対策の現状と今後の取り組みについて
- 2) ソフト対策における土地利用規制について
- 3) その他

4 主な意見

- 1) ハード・ソフト対策の現状と今後の取り組みについて

【国土交通省四国地方整備局 河川部河川調査官 山本委員より】

▶ 昨年6月豪雨に対する効果についても、検証結果など協議会を通じ公表すべきと考える。

➡ 市HPなどを通じ公表していく。

【国立高等専門学校機構 高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 岡田教授より】

▶ 市民が災害などの情報に対して、どのような情報をどれくらいが見ているのか、検証を行いニーズを把握する必要がある。

➡ 入手可能な情報収集を行いニーズ把握に努めてまいります。

- 2) ソフト対策における土地利用規制について

【国立高等専門学校機構 高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 岡田教授より】

▶ 土地の売買を行う不動産事業者は、土地規制の内容などを説明する義務があるため、条例の内容について早めに認識してもらう必要がある。

➡ 宅建協会などを通じ、早めに周知を図っていきます。

【国土交通省四国地方整備局 河川部河川調査官 山本委員より】

▶事業者に対して、流出抑制施設整備に係る補助金など、どう考えているのか。特定都市河川に指定されれば、事業者が行う貯留浸透対策に対して国から補助金があるものもある。

➡ 本市の規制エリアは100ha程度で市全域から見るとわずかであるため、現段階では補助金の導入を考えていない。今後、規制区域が広がるなどといった場合は導入も視野に検討をすすめる必要があると考える。

【高知県土木部河川課長 山本委員より】

▶治水面を考えると土地利用の規制は必要だと感じる。施行後、改善すべきことがあれば随時見直ししながら進めていただきたい。

【高知県幡多土木事務所長 大野委員より】

▶コンパクトシティ化に向けた各種取り組みが進められるなか、その中に規制される区域を設けることになるが、一番大事なことは市民の生命・財産を守ることが優先であるため、条例の趣旨を踏まえれば賛成する。